

2015年7月10日

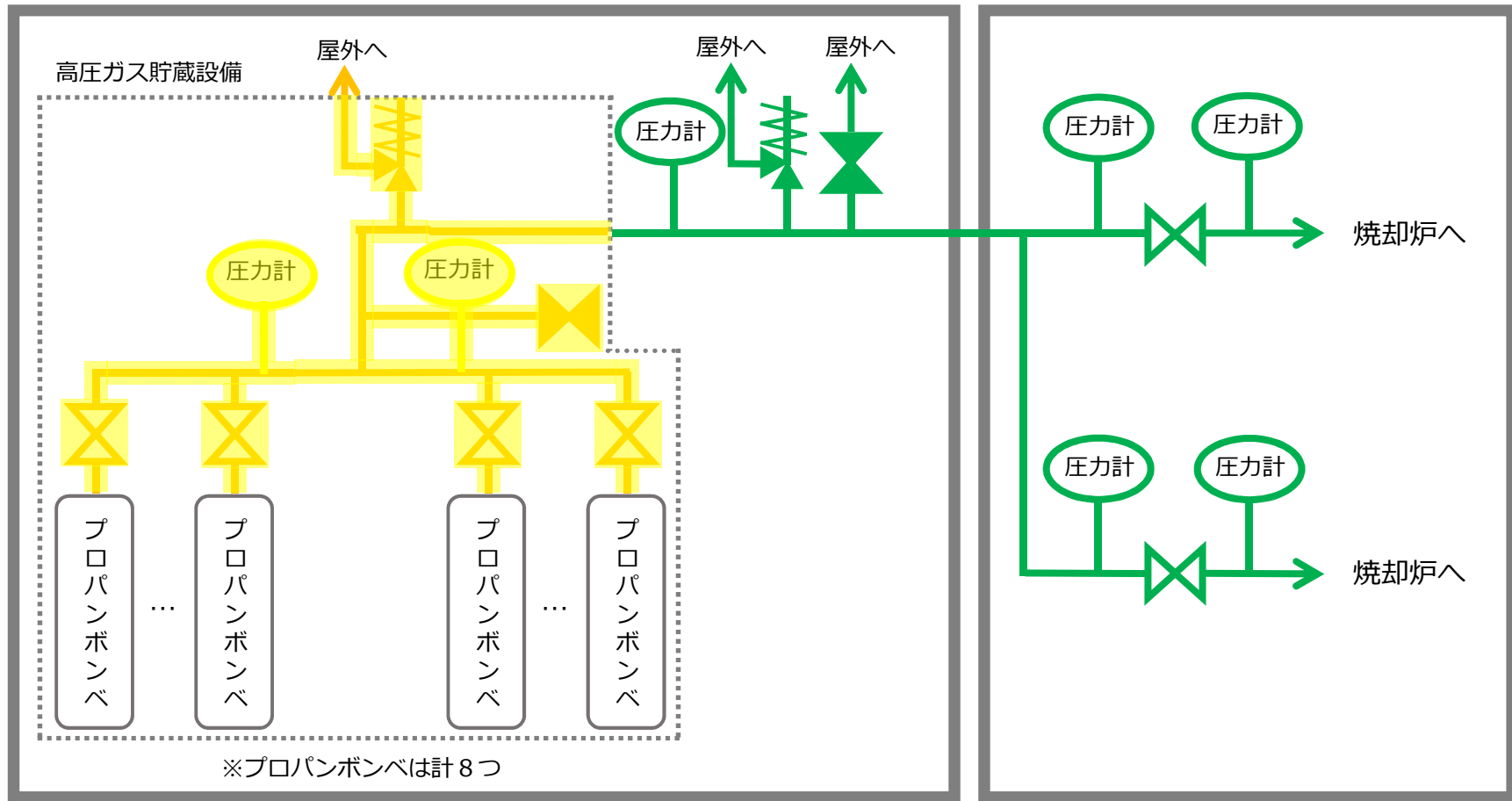
東京電力株式会社

柏崎刈羽原子力発電所

区分：Ⅲ（続報）

場所	大湊側焼却建屋（非管理区域）	
件名	大湊側焼却建屋におけるプロパンガスの微量な漏えいについて(続報)	
不適合の概要	<p>（発生状況）</p> <p>2015年7月8日午前10時40分頃、雑固体廃棄物焼却設備プロパン庫において、雑固体廃棄物焼却設備燃料系（プロパンガス）供給配管（A系）圧力計取付け部の点検後の漏えい確認をしていた協力企業作業員が、配管溶接部から微量なガスの漏えいを確認しました。また同B系について確認したところ、同様に圧力計取付け部の配管溶接部より微量なガスの漏えいを確認しました。</p> <p>漏えい箇所については速やかに隔離弁を閉めたことにより、供給元となるボンベからの漏えいは停止しております。</p> <p>本件は、高圧ガス保安法の報告事象に該当することから新潟県防災局へ報告しました。</p> <p>（安全性、外部への影響）</p> <p>漏れたガスには放射性物質は含まれておらず、外部への放射能の影響はありません。</p> <p>* 高圧ガス保安法 高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する事を目的とする法令。</p> <p>* プロパンガス 大湊側雑固体廃棄物焼却設備の燃料として使用しているガス。</p> <p>（以上、2015年7月8日にお知らせ済み）</p> <p>本不適合を踏まえて、7月9日に新潟県防災局消防課により現場確認や点検記録等の確認をしていただきました。その際、当該焼却設備の焼却炉にプロパンガスを供給する設備（特定高圧ガス消費施設）は高圧ガス保安法で1年に1回定期自主検査を行うことが定められていますが、漏えいが確認された配管を含む一部の設備が定期自主検査を行うべき範囲に含まれておらず点検が実施されていなかったことから、点検が必要であるとの指摘をいただきました。</p> <p>ご指摘の内容について社内にて確認した結果、定期自主検査が必要となる対象範囲についての当社の解釈に誤りがあり、一部の設備を定期自主検査の対象範囲に含めておらず検査項目の一部が実施されていなかったことがわかりました。</p> <p>このため当該設備については、昨日より定期自主検査として計器の校正、系統外観検査等を実施し異常のないことを確認しました。引き続き配管漏えい検査を実施してまいります。</p> <p>なお、安全弁作動検査において、安全弁の健全性が確認できなかったことから、今後、点検手入れを行うこととしました。</p> <p>また荒浜側雑固体廃棄物焼却設備についても、同様の解釈で管理を行っていたことを確認したことから、昨日より定期自主検査範囲を見直し、点検を開始しております。</p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / ○その他設備	<損傷の程度> <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告要 <input type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	今後、原因調査を行うとともに、当該箇所については補修を実施いたします。	

大湊側雑固体廃棄物焼却設備 概略図



プロパン庫

焼却建屋

